

防人服（事）第362号
令和6年9月30日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官

警務隊、海上自衛隊警務隊及び航空警務隊による逮捕又は送致に
関する防衛大臣への報告及び公表実施の要領について（通達）

標記について、下記のとおり定められ、令和6年8月1日から適用すること
とされたので、遺漏のないよう期せられたい。

記

1 趣 旨

警務隊、海上自衛隊警務隊及び航空警務隊（以下「各警務隊」という。）
が自衛隊犯罪捜査服務規則（昭和34年防衛庁訓令第72号）の規定に
より被疑者を逮捕した、又は事件を送致（以下単に「逮捕又は送致」とい
う。）した場合には、その事実が社会に与える影響を踏まえ、防衛大臣へ
の報告を適時適切に行うことを徹底するとともに、特段の事情のない限
り、原則として可能な限り速やかに公表することとし、これらが適正に
行われるよう要領を定めるものである。

2 防衛大臣への報告要領

各警務隊が逮捕又は送致した場合の防衛大臣への報告は、それぞれ次
の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 逮捕の場合は、それぞれ当該幕僚長を通じて速やかに報告する。
- (2) 逮捕を伴う身柄付送致の場合は、前号の逮捕と同時に報告するほか、逮捕後に釈放し、書類送致した場合は、その都度、それぞれ当該幕僚長を通じて速やかに報告する。
- (3) 書類送致のみ（重要又は異例に属するものに限る。）の場合は、その都度、それぞれ当該幕僚長を通じて速やかに報告する。
- (4) 書類送致のみ（重要又は異例に属するものを除く。）の場合は、当月分を取りまとめ、それぞれ当該幕僚長を通じて報告する。

3 公表要領

(1) 公表の対象

- ア 逮捕及び逮捕を伴う身柄付送致の場合は、その事実が社会に与える影響を踏まえ、特段の事情のない限り、原則として可能な限り速やかに公表する。
- イ 書類送致のみ（重要又は異例に属するものに限る。）の場合は、特段の事情のない限り、原則として可能な限り速やかに公表する。
- ウ 書類送致のみ（重要又は異例に属するものを除く。）の場合は、当月分を取りまとめて公表する。

(2) 公表内容

次のアからウまでに掲げる個別事件の具体的な公表内容の決定に当たっては、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第47条の趣旨を踏まえ、公益上の必要、当事者の名誉・プライバシー、捜査・公判への影響等を考慮し、総合的に判断するものとする。

なお、被疑者が民間人であった場合、その他の法令の趣旨及び目的を考慮する必要がある場合等については、適切な措置を講ずるものとする。

- ア 前号アの場合は、原則として、氏名も含め事実関係を公表する。
- イ 前号イの場合は、特段の事情のない限り、原則として、氏名も含め事実関係を公表する。
- ウ 前号ウの場合は、送致日、取扱警務隊、所属、階級、年齢及び罪名を公表する。

(3) 公表方法等

内部部局、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の公表実施担当官（防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）第3条第1号及び第4号から第7号までに規定する者をいう。）は、逮捕又は送致した各警務隊の長と調整の上、報道機関への資料の提供その他適宜の方法をもって公表を行うものとする。

(4) 公表の例外

内部部局、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の公表実施担当官は、各警務隊の長が、捜査に支障を来すおそれ又は被害者若しくはその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等の理由により、公表が適当でないと認められる場合その他特別の事情があると認められる場合に該当すると判断したときは、公表内容の全部又は一部を公表しないことができる。

4 委任規定

この通達に定めるもののほか、各警務隊による逮捕又は送致に係る防衛大臣への報告及び公表に関し必要な事項は、人事教育局長が定めるものとする。